

## 随意契約理由書（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）

工事名称：大阪府立青少年海洋センター灯浮標（淡輪港口第二号、3号及び5号灯浮標）  
補修工事

### 【灯浮標の設置目的と府の管理責任】

大阪府立青少年海洋センター（以下、海洋センター）に設置している灯浮標は、海洋センターの活動区域と漁業区域の区分を行うとともに、海洋センターに隣接する淡輪ヨットハーバーに入港する船舶の安全を確保（灯浮標を目印に航行、漁労を行う）するため、大阪府が施設管理上の必要性から設置した動産である。（船舶の海上運航を管理する、いわば道路における信号機・標識の役割を担っており、24時間365日その機能を維持する必要がある）

過去、灯浮標本体の流出事故（平成21年7月及び10月の計2回）があったことから、海上保安庁から定期的にチェーン等の整備を行うよう指導されており、これを受け、灯浮標整備計画（チェーン交換は3年毎。本体整備はその損傷状況に応じて整備）を策定し、実行しているところである。

### 【今回の工事について】

今回の工事は、灯浮標整備計画に基づき、淡輪港口第二号、3号及び5号灯浮標のチェーン交換を行うものである。

チェーンについては、整備計画に基づき定期的に交換しているが、灯浮標本体の劣化状況については、チェーン交換時に灯浮標を陸揚げした際にしか確認できず、補修必要箇所が明らかでないため、チェーン交換時に本体の補修工事を同一社が行う必要がある。

灯浮標本体は、㈱ゼニライトブイ社製で同社が設置したものであり、本体の劣化状況の確認やその補修工事は、チェーン交換と密接不可分であり、同社以外が施工した場合、トラブル発生時の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、同社がチェーン交換及び灯浮標本体の補修工事を同時に行う必要があり、本契約を請け負える社は唯一こしかない。

よって、今回の工事については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係2（1）により比較見積書の徴取を省略するものである。